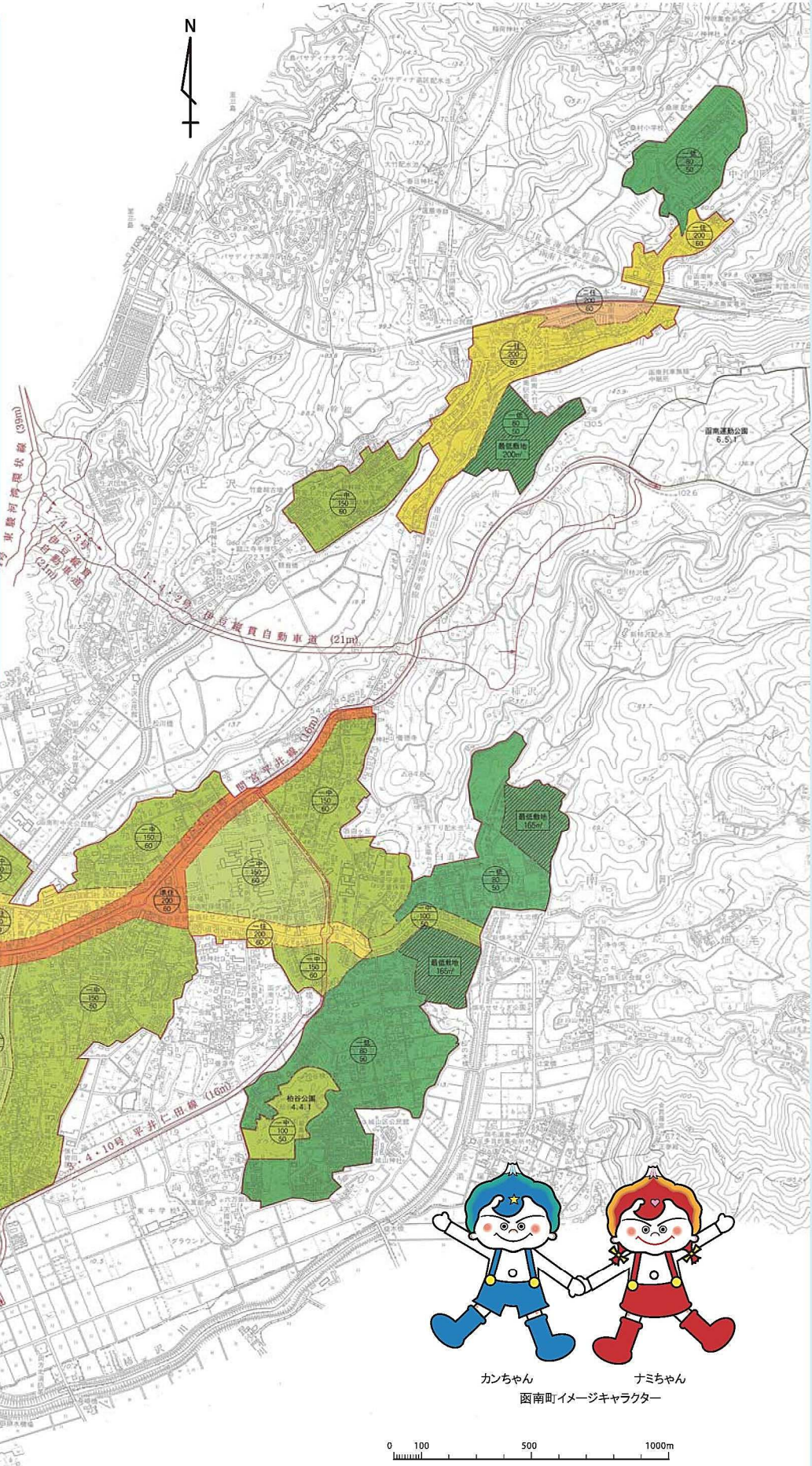


# 田方広域都市計画区域(函南町) 用途地域決定図

- ◆凡例
- 市街化区域 市街化調整区域境界
  - 用途地域境界
  - 第1種低層住居専用地域 (80/50)
  - 第1種中高層住居専用地域 (100/50) (150/60)
  - 第2種中高層住居専用地域 (150/60)
  - 第1種住居地域 (200/60)
  - 第2種住居地域 (200/60)
  - 準住居地域 (200/60)
  - 近隣商業地域 (200/80)
  - 工業地域 (200/60)
  - 都市計画道路
  - 都市計画公園
  - 狩野川流域下水道東部幹線
  - その他の都市施設
- 表示法 規制の内容 ベースとなる用途
- 最低敷地面積:165・200㎡ 第1種低層住居専用地域
  - 地区計画 近隣商業地域 第1種住居地域
- 用途地域名 容積率(%) 建ぺい率(%)



# 地区計画による制限が加わります

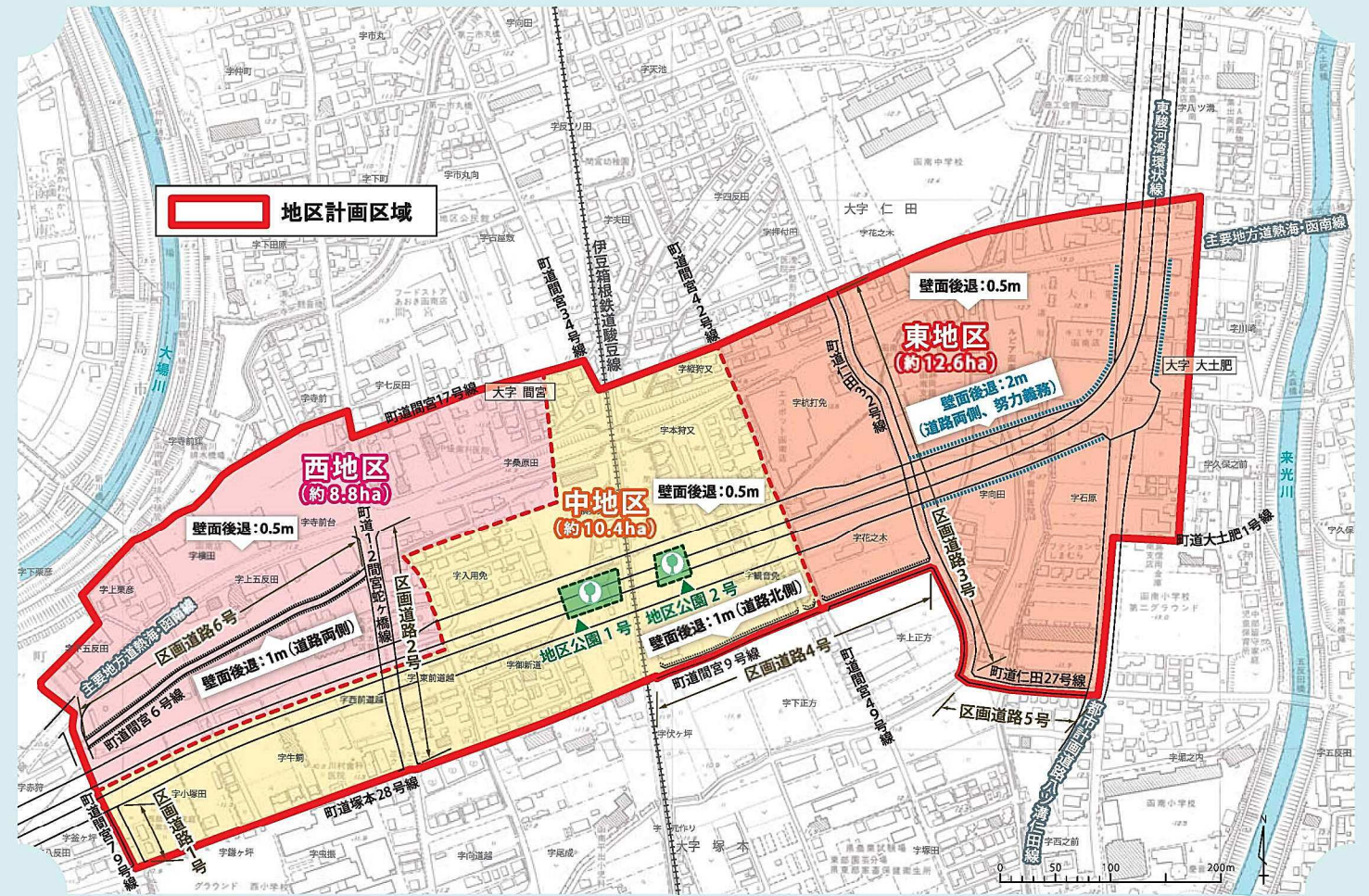
(平成26年4月1日施行)

用途地域の変更にあわせ、函南町間宮、仁田、大土肥の各一部に、「東駿河湾環状線沿道地区地区計画」(約31.8ha)を定めました。

本地区は、東駿河湾環状線の供用開始など、地区内の交通環境の向上にともない、商業施設などの建替えも進められ、まちの姿も変化していくことが予想されます。「広域圏の中で、恵まれた交通条件を活かし、函南町の中心市街地として、賑わいや活力のある街をつくる」ことを目標とし、まちづくりに取り組んでいきます。

この地区計画が決定されたことにより、この区域内で建築物の建築等を行なう場合には、都市計画法第58条の2の規定により、工事着手の30日前までに町へ届出が必要となります。

## 東駿河湾環状線沿道地区地区計画



### ●地区整備計画 地区施設の配置及び規模

道路			
名称	幅員	延長	備考(図参照)
区画道路1号	10.0m	約 70m	既設
区画道路2号	13.0m	約 250m	既設
区画道路3号	9.5m	約 450m	既設
区画道路4号	6.0m	約 280m	拡幅
区画道路5号	6.0m	約 120m	拡幅
区画道路6号	6.0m	約 310m	一部拡幅

公園		
名称	規模	備考
地区公園1号	約1,600㎡(概数)	高架下公園
地区公園2号	約1,300㎡(概数)	高架下公園

建築物等の制限の概要は裏面をご覧ください。